

●入院生活療養費

当院へご入院される患者様につきまして、下記の標準負担額をお支払いいただきます。

区分	負担額					
	医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者	
	食費 (1食あたり)	住居費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)	住居費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)	住居費 (1日あたり)
一般(住民税課税世帯)	510円	370円	510円	370円	300円	0円
70歳未満で住民税 非課税	過去1年間の入 院期間が 90日以内	240円	370円	240円	370円	340円
70歳以上で低所得2 ※1	過去1年間の入 院期間が 90日超	240円	370円	190円	370円	190円
70歳以上で低所得※2		140円	370円	110円	370円	110円
境界層該当※3		110円	0円	110円	円	110円

※1 低所得2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・
控除（年金所得は控除額を80万円とする）を差し引いたときに0円となる方

※3 境界層該当：65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食事及び住居費について1食110円、1日0
円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方